平成２４年（フ）第３８６号
徳島県徳島市国府町和田字原淵27番地の15
債務者　澤崎　　淳
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
福岡県嘉麻市岩崎273番地４
債務者　松岡　敏臣
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３９７号
福井県坂井市丸岡町小黒第73号６番地14
債務者　嶋田　久也
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
福井県丹生郡越前町厨第47号１番地15
債務者　濵野　公恵
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
福井県坂井市三国町水居第24号13番地２　水居団地331号
債務者　阪崎　榮子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
福井県坂井市丸岡町八ケ郷第27号４番地
債務者　上川美子こと　金　　美子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
福井県坂井市三国町北本町１丁目４番26号
債務者　木谷　隆宣
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
福井県南条郡南越前町西大道第35号９番地の１、旧住所福井県越前市桂町７番３号
債務者　林　　進
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
福井市三十八社町701番地　杉の木台団地９―403、旧住所福井県越前市日野美２丁目39番地　パーク加藤203
債務者　馬田　秀幸
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
福井県越前市芝原５丁目16番12号
債務者　小池ひと美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
福井県大野市下据第43号１番地
債務者　大川　晴美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
福井県敦賀市白銀町13番26号
債務者　島田　安江
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第５０号
盛岡市長橋町８番18号
債務者　鎌田　佳子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５６号
千葉県柏市逆井４丁目２番16号　トレグラースＡ―102号
債務者　白石　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０１号
千葉県柏市松ケ崎1170番地257　エスケイハイム102号
債務者　坂本　蘭子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０４号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目29番地１　フェルムグレース303号
債務者　一戸　章伯
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０５号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目29番地１　フェルムグレース303号
債務者　一戸　美穂
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部